

議案第 2 3 号

山陽小野田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 2 1 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市個人情報保護条例の一部を改正する条例
山陽小野田市個人情報保護条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 9 号）の一
部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号ア中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成
1 5 年法律第 5 8 号）第 2 条第 3 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成
1 5 年法律第 5 7 号）第 2 条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

山陽小野田市個人情報保護条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(個人情報の保護に関する法律(平成 1 5 年法律第 5 7 号)第 2 条第 2 項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。)を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)～(11) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 1 5 年法律第 5 8 号)第 2 条第 3 項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。)を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)～(11) (略)</p>